

## 別海町農業委員会委員の募集について

令和5年7月19日で現農業委員の任期が満了となるため、農業に関する識見を有し、農地または採草放牧地の利用の最適化の推進に関する事項や、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる農業委員を募集します。

募集条件、応募書類などは町ホームページからダウンロードができるほか、役場農政課窓口で受け取ることができますので、応募を検討している方は関連資料をお読みの上、準備をお願いします。

- 募集期間（予定） 4月3日(月)から5月2日(火) ※土曜日、日曜日、祝日を除く
- 募集人員 27人
- 任期 7月20日から令和8年7月19日（3年間）

問合せ／農業政策担当（内線1411・1412）

## 農業振興地域整備計画の変更手続きについて

別海農業振興地域整備計画とは、優良な農地を確保、保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために定めた総合的な計画です。

農用地区域内農地として指定されている土地は、農業用施設や農家住宅の建設などを行う場合、整備計画の変更申請が必要です。

本年度の変更手続きスケジュールを確認の上、施設建設などの計画や実施の際には下記担当までご相談ください。

また、本年度は計画見直しに伴い、第3回軽微変更をもって申請を終了しますのでご注意ください。

なお、スケジュールは申請件数などによって時期が多少前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 令和5年度 別海農業振興地域整備計画変更スケジュール

	申請の種類	申請締切	手続き完了見込
第1回	軽微変更	4月27日(木)	5月末
	除外・用途変更	5月26日(金)	7月末
第2回	軽微変更	7月27日(木)	8月末
	除外・用途変更	8月28日(月)	10月末
第3回	軽微変更	10月27日(金)	11月末

- 農業用施設建設 …………… 軽微変更（1ha未満）  
用途変更（1ha以上）
- 農家住宅建設 …………… 除外変更
- 太陽光発電システム設置 …………… 除外変更
- その他、農地の整備に関することは下記担当にご相談ください。

問合せ／農業政策担当（内線1413）

令和5年度

## 別海町営畜牛育成牧場臨時作業員募集

別海町営畜牛育成牧場で季節雇用の臨時作業員を募集します。

詳しくは、広報別海2月号をご覧ください。下記問合せ先にご連絡ください。

- 応募資格 18歳以上60歳未満で家畜飼養経験のある方（未経験者も可）
- 雇用期間 4月20日(木)から12月8日(金)
- 募集期間 3月22日(水) 午後5時15分まで
- 応募・問合せ

- 別海町営畜牛育成牧場 担当 角田  
〒086-0345 別海町中西別44番地の11 TEL75-6458
- 道東あさひ農業協同組合 担当 猪飼  
〒086-0214 別海町別海緑町116番地の9 TEL75-2203



## 伐採や伐採後の造林の届け出などについて

森林の所有者が森林を伐採する、または伐採後に造林する場合には、伐採を始める日の90日から30日前までの間に町へ「伐採および伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。伐採や造林が完了したときは、完了した日から30日以内に状況報告書を提出する必要があります。

また、4月1日から次のとおり添付書類が統一されますので、提出する際はお気を付けてください。

添付書類	具体的な内容
届出者の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人 氏名と住所が分かる書類（運転免許証など）の写し</li> <li>法人 法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類</li> </ul>
他法令の許認可関係書類 (該当する場合のみ)	届け出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況が分かる書類（許認可後の場合は許可書の写しなど）
土地の登記事項証明書 など	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることが分かる書類
伐採の権原関係書類 (届出者が土地所有者でない場合)	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することが分かる書類
隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況が分かる書類 次のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>単木的な伐採など境界に隣接しない場合</li> <li>境界杭などにより境界が明らかな場合</li> <li>誓約書の提出などにより届け出後、伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合</li> </ul>
その他	必要と認める書類

※従来の添付書類に追加された書類のみ記載しています。

## 【太陽光発電設備を設置する場合について】

4月1日から林地開発許可制度が変わり、太陽光発電設備（設置するために整備するものを含む）を設置する場合に森林開発であって面積が0.5haを超えるものは、北海道知事の許可が必要となります。

※面積が0.5ha以下の場合は「伐採および伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

## 【問合せ内容・問合せ先】

- 普通林の伐採または伐採後の造林の相談

役場水産みどり課みどり担当 TEL75-2111（内線1611～1613）

- 保安林の立木伐採や保安林内行為に関する相談

- 林地開発行為に関する相談

根室振興局産業振興部林務課 TEL0153-24-5639 根室振興局森林室 TEL0153-75-2304



## 令和5年度 スポーツ安全保険について

（公財）スポーツ安全協会が実施するスポーツ安全保険の令和5年度加入受付が3月1日から開始されています。

スポーツに限らず、4名以上で行う文化、レクリエーション、ボランティア、地域活動を対象に加入することができますので、これまで未加入のサークルや団体の皆さんも、万が一に備えて加入を検討してください。

なお、本年度から書類での申し込みが廃止され、インターネットのみでの加入手続きとなっています。詳しくは（公財）スポーツ安全協会のホームページをご覧ください。

※学校開放事業利用団体は加入が必須となっていますので、利用を予定している団体は必ず加入してください。



問合せ／スポーツ推進担当（内線3511）